# 社会福祉施設の労働安全診断・アドバイスの実施事例 (その3)

1 事業場の概要

特別養護老人ホーム、 労働者数 約70人

2 労働災害の状況 (診断実施日までの過去3年間)

休業4日以上 1件

休業4日未満 1件

不休 0件

例;被災者は、リネン台車(9つのリネンが載っており重い)をエレベータから運んで降りたところ、同僚が手伝い、当事者職員が引く形で運んで約10m進んだところで、被災者の右足が台車の足に挟まり、後ろ向きに転倒した。その時右手を捻った形で床についた為、骨折した。

- 3 労働災害の防止
- (1) 事業場の労働災害防止対策

## 【事業場の取り組み】

- ① 労働災害防止対策では、「腰痛防止、転倒防止」を重要と考えている。
- ② 職場の危険の見える化については、「特に行っていない」が、今回の指導により見える かということがどんなものか分かってきた。
- ③ その結果、「見える化は必要」と考え、転倒災害防止に使ってみたいという。
- ④ 危険の見える化マップについて「使ってみたい」と考えているが、使いにくいと考え、 そのままになっている。
- ⑤ 職場の安全衛生管理体制(衛生管理者、産業医の選任、衛生委員会の設置)については法定の体制は整備されている。しかし、衛生管理者及び産業医の法令に定められた職場巡視が行われているか確認できなかった。衛生委員会の開催状況及びその議事要旨の労働者への周知も確認できなかった。
- ⑥ 労働災害防止の取組のうち、「転倒災害防止」については、検討中とのことであったが、 研修の一環として準備体操にストレッチを取る入れることを考えている。
- ⑦ 4S(整理、整頓、清掃、清潔)、危険予知訓練(KYT)及びリスクアセスメントについても実施していない。

## 【コンサルタントの診断、アドバイス】

上記のような状況に対し、次の診断、アドバイスを行った。

- ① 安全衛生管理活動を活性化する必要があります。まず、その第1に衛生管理者は、法令により、週に1度、現場を巡視する必要があり、設備作業方法または衛生について、有 | 害のおそれがあるときは、指導・措置をしなければならないこととされています。あらかじめチェックリストを作って、巡視の都度それを使ってください。そのようにすれば巡視の記録も残ることになるります。
- ② 産業医の活動記録も残すように努めるてください。
- ③ 衛生委員会の開催回数や議論すべき事項は法令で決められており、それらの事項を含む必要な議題を確実に議論するようにしてください。委員会の議事の記録は確実に残して、その概要は労働者に周知してください。。
- ④ 安全衛生関係の掲示ボードで、安全衛生管理体制や衛生委員会に関することの掲示や 災害が発生した時はその概要を周知すること等により、全員の安全衛生意識の向上を図 るための検討をされることをお勧めします。
- ⑤ 職場の整理・整頓を含む 4 S 活動は労働災害防止に非常に需要です。まず、整理・整頓からでも始めるとよいでしょう。
- ⑥ KYT、特に指差呼称は重要です。日ごろからしばしばあるトラブル(災害でヒヤリハットの事例でもよい)を事例として、○○ヨシ!と指をさして安全確認をするとよいと思います。
- ⑦ リスクメントとは職場における様々な危険の芽(リスク)を洗い出しそれから起こる 労働災害のリスクの大きさ・重大さ(被災の程度・致命的・中程度・軽度)や発生の可 能性(可能性が高い・中程度・低い)を見積もることで、影響の大きいものから優先的 (優先度)に対策をたてて行く手法です。是非、実施してください。

#### (2) 腰痛予防対策

#### 【事業場の取り組み】

- ① 腰痛予防対策指針は、「よく知っている」。所内で勉強している。
- ② 移乗・移動でのスライディングボード、スライディングシート、移動式リフト等の福祉機械は使用している。
- ③ 入浴介助、排泄介助では福祉機器等を使用していない。
- ④ その他の移乗・移動介護で腰部への負担を軽減するための措置もとっていない。
- ⑤ 入浴介助で腰部への負担を軽減するため、入浴用車椅子を使っている。
- ⑥ 移乗時のマニュアルを作成している。それ以外の作業標準は作成していない。
- ⑦ 介護作業者に昼休み1時間を休憩室で休むようにしている。
- ⑧ 介護作業者の靴については、踵のあるシューズを年1回支給している。
- ⑨ 室内温度については、適温となるよう空調を行っている。

- ⑩ 作業場所、通路等の照明は明るさを確保している。
- ① 作業床面では、凸凹がないようにしている。問題が発見され次第、即座に修理している。
- ② 機器、設備の配置、実際の作業姿勢の高さの調整等に配慮している。
- ③ 配置前、定期健康診断時に腰痛健診の項目も実施している。
- 個 腰痛の既往歴者には、腰部に負担の大きい作業はさせないようにしている。
- ⑤ 腰痛予防の教育は、これから実施の予定である。
- **⑥** リスクアセスメントについては、よくわからない。勉強して実施したい意向。
- ① 介護作業者の腰痛予防対策チェックリストを使用したことがない。

## 【コンサルタントの診断、アドバイス】

上記の回答状況から、好事例、参考事例等のコメントをした。

- ① 腰痛予防には大変気を使われており、移乗・移動介助での福祉機器等を積極的に導入されています。その他の腰部に負担をかける作業の軽減を図ることができる福祉機器等の導入についても引き続き検討してください。
- ② 移乗・移動介助での腰痛発生原因の低減のための作業マニュアルは作成されていま すが、その他の作業での作業マニュアルを作成してください。
- ③ 作業環境管理は適正に管理されていると思います。引き続き良好に管理しいてください。
- ④ 健康診断は適正に実施されていると思います。その事後措置もしっかり行ってくだ さい。
- ⑤ 腰痛の既往歴者について、腰部負担の大きな作業に従事させないこととされているようですが、介護作業者として、いつまでもそのような配慮ができるのか? しかるべき時に通常の業務い戻るなら、その辺りを具体的にどのように管理するか決めておく必要があると考えます。
- ⑥ (1)の一般的な労働災害防止対策において申し上げましたが、リスクメントとは職場における様々な危険の芽(リスク)を洗い出しそれから起こる労働災害のリスクの大きさ・重大さ(被災の程度・致命的・中程度・軽度)や発生の可能性(可能性が高い・中程度・低い)を見積もることで、影響の大きいものから優先的(優先度)に対策をたてて行く手法です。是非、実施してください。
- ① 「介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト」は、介護作業者が腰痛を発症する原因 となるおそれのある事項を網羅的にあげたものです。介護作業者の安全衛生意識向上 のためにも有効と考えます。是非、活用するようにしてください。

#### 4 現場の巡視

【コンサルタントの診断、アドバイス】

- ① この事業場では、介護については理解・周知されていると思いますが、安全衛生管理体制では、安全衛生委員会の編成組織が見あたりません。衛生管理者の巡視等を含めて掲示して、社員・従業員に周知すべき義務があります。ご検討下さい。
- ② 介護者の腰痛予防対策チェックリストシートの活用をお勧めします。 平成 25 年度に 1 件災害発生しています。ハインリッヒの法則 (1:29: 300 の法則) から見ればヒヤリ・ハットのような、腰痛になる危険状態が 10 件位あることが推定され ます。対策として利用の推進を期待しています。
- ③ 作業の準備体操として、習慣として毎日の腰痛体操やストレッチ(テキスト紹介)の 実践を期待しております。ヒヤリングでもやる方向での意志が出ておりました。
- ④ 機械浴以外の主要作業標準化・マニュアル化か要ると思われます。

今年度の災害事例でも利用者の突飛な動きで災害事故があります。それに対する危険 予知のマニュアル化、スライディングボード・シートの使い方、浴室における普通車椅 子から人浴用チェアへの移乗時のリスクアセスメントを盛り込んだマニュアル化か要る と考えます。壁掲示などの工夫かおり、実施方をお勧め致します。利用者を主体とした マニュアルが主と思われますが、職員の安全衛生を確保する視点でのマニュアルへの追 加、見直し、さらに一人一人の利用者のプロフイールを確認して、そのうえで利用者一 人一入用の作業標準の作成に向けて取り組んでください。

コンサルタント会発行の「社会福祉施設の労働災害防止」が参考になります。